

2022年2月22日

「人権」を取り巻く状況・課題について

1 人権指針策定自治体（神奈川県）

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、平塚市、鎌倉市、小田原市、大和市、厚木市、伊勢原市、秦野市

2 新型コロナウイルス（COVID-19）と差別

アジア系の人々への差別　ヘイトクライム／感染者および家族に対する差別／医療従事者などに対する差別／感染拡大地域に対する差別／ワクチン未接種者に対する差別／医療へのアクセスに関する格差／感染リスクに関する格差（人口集中、職種、水・衛生など）／経済状況悪化による貧困問題

3 男女平等の課題

○ジェンダーギャップ（男女格差）指数（世界経済フォーラムが発表）

日本は156か国中120位【経済117位、政治147位、教育92位、医療65位】（2021年3月31日発表）

参考　1位アイスランド：0.892、30位米国：0.763、107位中国：0.682

○政府が社会保障政策等を立案する際の標準世帯モデル　「夫婦（夫・サラリーマン、妻・専業主婦）と子ども2人」

夫婦と子ども（子どもの人数は問わない）＝約3割＝単身世帯

共働き世帯（夫婦ともに非農林業）：1,240万世帯、専業主婦世帯：571万

世帯（2021年3月 総務省）

・就業者数 女性：2,859万人、男性：3,672万人

非正規率 女性：55.5%、男性：21.9%

→非正規が不本意である人数 女性：139万人、男性：134万人

現在働いていない女性（出産、子育て等）のうち 262万人が就業を希

望（2017年 内閣府男女共同参画局）

○生理の貧困（内閣府男女共同参画局）

神奈川人権センターから自治体への政策・施策要望「ジェンダー平等の観点から、経済的な負担がかかる生理用品については、学校をふくむ公共施設の女性用トイレおよび共用トイレにトイレットペーパーと同様に常備すること。」

・生理は平均38年間 そのうち平均6年9か月が生理期間

・生理用品購入費用：生涯で34万円超（医療費などを含むと100万円以上）（2016年 マイナビウーマン調査）

○選択的夫婦別姓制度

・憲法第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

・民法第750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の

氏を称する。」 ※約 95%が夫の姓を称する現実→男女平等に反するか
・2015 年 12 月、2021 年 6 月 最高裁において民法第 750 条について合
憲判決（2015 年：裁判官 15 人のうち 10 人合憲、5 人違憲、2021 年：11
人合憲、4 人違憲）

「どのような制度をとるのが妥当かという問題と、憲法違反かどうかを
裁判で審査する問題とは次元が異なる。制度のあり方は国会で議論さ
れ、判断されるべきだ。」（2021 年判決文から引用）→民法第 750 条は
憲法違反とはいえない。どのような制度がよいかは国会で議論して決
めるべきだ。

・民法第 750 条で生ずる問題は、氏の変更を強制されない自由や男女間
の不平等の問題ではなく、同氏許容カップルと別姓希望カップルとの
間の不平等→別姓希望カップルは法律婚ができない（憲法学者・木村
草太さん）

・「憲法 24 条は、（中略）婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻するかにつ
いては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであ
るという趣旨を明らかにしたもの」（2015 年判決文から引用）

○神奈川県内でパートナーシップ宣誓制度を制定している自治体

横須賀市、小田原市、横浜市、鎌倉市、相模原市、逗子市、川崎市、葉山
町、大和市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、大井町、松田町 （2021 年
10 月 11 日現在） ※アンダーラインの自治体→事実婚は対象外

○「男らしさに関する意識調査（The Man Box 調査）」（2021 年 11 月 16 日
電通総研）

4 DV (ドメスティック・バイオレンス)

○DV 被害認知件数推移 (2021 年 警察庁)

2016 年 女性 59,412 件 (85.0%)、男性 10,496 件 (15.0%)

2019 年 女性 64,392 件 (78.4%)、男性 17,815 件 (21.6%)

2020 年 女性 63,165 件 (76.4%)、男性 19,478 件 (23.6%)

○DV 相談件数 (2021 年 内閣府男女共同参画局)

2019 年 119,276 件、2020 年 190,030 件→1.6 倍

○DV 防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

2001 年施行

配偶者の定義：法律婚・事実婚・元法律婚・元事実婚の相手、生活の根拠を共にする交際相手・元交際相手

法律の内容：相談 (配偶者暴力相談支援センター 全国に 300 か所) / 発見者による通報 (医療関係者：本人の意思尊重、守秘義務違反にあたらず) / 緊急一時保護 (シェルター) / 保護命令 (接近禁止・退去・電話等禁止命令)

○DV 防止法の改正について

保護命令の対象に精神的暴力、性暴力を加える / SNS でのつきまとい等を禁止行為に追加する (現行は電話、メール) / 保護命令違反の罰則の加重について (1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金→2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金) / 接近禁止命令期間の拡大・延長 / 加害者プログラム取組推進、退去命令期間延長 (現行 2 か月→6 か月)

○被害者は逃げることはできないのか

- 社会は加害者にどのように対応していくべきか
- 男性、MtF トランスジェンダーの被害者支援をどうするか
- 「DV に悩む男性のための電話相談」から聞こえてくる声

5 外国につながる人びとと人権

- 神奈川県内の外国人人口の推移 ※（ ）内は藤沢市

1990年 77,351人 (3,159人)、2000年 123,179人 (3,941人)、2010年 171,439人 (3,972人)、2015年 174,427人 (4,243人)、2020年 226,766人 (6,625人) [中国 73,136人 (1,256人)、韓国 27,964人 (795人)、ベトナム 24,269人 (705人)、フィリッピン 23,076人 (425人)、ブラジル 8,866人 (582人)]

- 新型コロナウイルスにかかわる外国人への対応に関する要望(2021年12月 神奈川人権センターと外国人支援をおこなっている会員6団体)

・神奈川県内33基礎自治体に対して「①給付金に関する案内やコロナワクチン接種に関する通知など重要な文書の発送にあたっては、封筒の表面に通知内容の概要に関して、ふりがなつき日本語のほか多言語で表記すること。②コロナ禍による失業・休業などにより困窮している外国人に対して、多言語で対応できる相談窓口を設置すること。③外国人への相談対応や支援にあたっては、県内の外国人を支援する民間団体などと協力・協働していくこと。」

・神奈川県に対して「(上記①②③に加えて) ④コロナワクチン接種にあたっては、オーバーステイの外国人について入管への通報義務を免除

する旨の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策を行うに当たっての出入国管理及び難民認定法第 62 条第 2 項に基づく通報義務の取扱いについて」(2021 年 6 月 28 日付)の主旨を基礎自治体に周知徹底すること。」

○ヘイトスピーチ (Hate Speech 憎悪表現、差別煽動)

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康 (障害) などに基づいて個人や集団を攻撃、脅迫する言動

○ヘイトスピーチ解消法 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律) 2016 年施行

「第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。」

○川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 (2019 年制定) →ヘイトスピーチに対して刑事罰を導入

○人権条例の答申案を審議中の相模原市人権施策審議会の外国籍委員に対して、日本第一党神奈川県本部が街頭においてヘイトスピーチ繰り返す (2022 年 1 月)

○鎌倉市議会におけるヘイトスピーチ→横浜地裁 (2021 年 12 月 24 日) : 上畠寛弘元鎌倉市会議員が議会において特定の在日コリアン個人 (原告) に対して、実名を挙げて、「私、特に出身が出身なだけに本当に怖い」(上畠元市会議員) と発言したことなどについて、「原告が在日コリアンの出

自を持つことから、被告上畠は強い恐怖心を感じるという意味の発言であり、在日コリアンに対する差別意識を前提に、在日コリアンという原告の出自を理由に原告を不当に貶める差別的発言」であるとして国家賠償法上の違法性を認め、鎌倉市に損害賠償の支払いを命じる→鎌倉市は控訴せず→議会での議員の発言を差別発言としてその責任を認めた判決が確定

○技能実習制度

- ・技能実習生の失踪者数

2015年 5,803人 (2.19%)、2016年 5,058人 (1.69%)、2017年 7,089人 (1.99%)、2018年 9,052人 (2.13%)、2019年 8,796人 (1.7%) (法務省出入国在留管理庁)

- ・米務省は、世界各国の人身売買に関する 2021 年版の報告書で、国内外の業者が外国人技能実習制度を「外国人労働者搾取のために悪用し続けている」と指摘。
- ・岸田政権が、長期在留や家族の帯同が可能な「特定技能 2 号」(従来は建設・造船等 2 分野) について、受け入れを拡大検討。農業など 14 分野で在留期限(従来は、最大 5 年間/家族帯同不可)をなくす方向で調整
(2021 年 11 月 21 日 朝日新聞)

6 インターネットと人権

○インターネット上での名誉棄損、誹謗中傷、ヘイトスピーチ

- ・川崎市差別防止対策等審査会 条例に基づきヘイトスピーチ 5 件について

てプロバイダーに削除要請の答申（2022年1月12日）

○インターネット・モニタリング

・神奈川県：ヘイトスピーチ、部落差別 川崎市：ヘイトスピーチ

○インターネット上での誹謗中傷に関する無料弁護士相談（神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室） 月1回（要予約）

○メディアリテラシー教育の必要性

7 被差別部落と人権

○部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）（2016年12月施行）

○示現舎版『全国部落調査』復刻版出版事件

・出版禁止、ネットからの削除、損害賠償（訳488万円）支払い命令（2021年9月東京地裁）→原告（部落解放同盟員235名）、被告（示現舎）ともに東京高裁に控訴

・被告：学問・研究の自由

・原告：①「プライバシーの侵害」は認められたが「差別されない権利の侵害」が認められなかった、②部落出身であることをネットや新聞などで公表している23人のプライバシーの侵害を認めなかった（カミングアウトとアウトティングの問題）

8 国際人権関連条約

○世界人権宣言（1948年12月10日第3回国連総会で採択）

- 日本が締結している主な人権条約 ※日本の締結年はゴシック表記
難民条約 (1951 年、1995 年)、女性参政権条約 (1953 年、1955 年)、人種差別撤廃条約 (1965 年、1995 年)、市民的および政治的権利に関する国際規約 (自由権規約) (1966 年、1979 年)、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約) (1966 年、1979 年)、女性差別撤廃条約 (1979 年、1985 年)、拷問等禁止条約 (1984 年、1999 年)、子どもの権利条約 (1989 年、1994 年)、障害者権利条約 (2006 年、2014 年)
- 核兵器禁止条約 2021 年 1 月 21 日発効 (50 か国が批准)
- 核兵器保有国 米国、ロシア、中国、英国、フランス、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国 8 か国、確実視 イスラエル→9 か国
核兵器開発疑惑 イラン、シリア、ミャンマー
核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) →2017 年ノーベル平和賞
- 核戦争の危機 2019 年 10 月、2020 年 1 月

(一般社団法人神奈川人権センター 深田独)